

【設問1】

1. 「事件1」記載のAを捜査(以下、本件捜査)は、刑事訴訟法197条1項(以下、法令省略)により任意捜査として許容されるか。

2. おと捜査においては、少なくとも①直接の被害者からなる犯罪の捜査において、②通常の捜査手段では犯罪の捜査が困難である場合に、③機会があれば犯罪の捜査意思があると思われる者に対しておと捜査を行うことは、任意捜査として許容される。

(1) ①について、本件捜査は、大森空元より、直接の被害者からなる犯罪を対象としておと捜査の認められる。

(2) ②について、大森空元の兄の息子甲は、契約名義の買取り携帯電話を順次使用しており、甲の住所や所在地が不明であることから、甲の大森空元と情報が一致することは、通常の捜査手段のみによって可能と認められる。②は認められる。

(3) ③について検討する。

令和3年11月20日、Pは甲の信頼関係を構築するため、甲に対し、100gの大森のAを捜査するよう指示したところ、甲は完全に取引して取り戻すつもりで、不安がなくなり、気が楽になった。このことから、甲は、完全に取引して取り戻すつもりで、取引に同意したと認められる。したがって、甲の発言は、Pが宿伯佐を提供し、同月23日に大森100gを譲渡したことは、③は認められる。

しかし、同月24日、甲はPに対し、残りの大森の取引を明確に拒絶している。このことから、この時点から甲は、機会があったとしても犯罪の捜査に同意を有していないと認められる。にもかかわらず、Pはより優良な条件を示して甲に対して取引を促すに求めていることから、同月24日以降の捜査については、③は認められる。

3. よって、令和3年11月20日以前の本件捜査は適法であるが、同月24日以降の本件捜査は、任意捜査として許容される限度を超え、違法である。

番号:1 作成者:s-matsuura-mobile タイトル:ノート注釈 日付:2024/03/27 1:35:05
「訴因に明示された以上は」の部分が大事です

番号:2 作成者:s-matsuura-mobile タイトル:ノート注釈 日付:2024/03/27 1:33:47
OK

番号:3 作成者:s-matsuura タイトル:ノート注釈 日付:2024/03/28 13:16:34
細かい事ですが、「原則として」といった留保は付けた方が良いかなと思います

番号:4 作成者:s-matsuura タイトル:ノート注釈 日付:2024/03/28 11:37:22
実行行為の具体的態様は、防御の観点から一般的に重要という評価が自然かなと思います

設問2

1. 設問2 / 及び2において、~~裁判所が~~ 訴因変更手続を要するか。

2. 訴因変更を要するかどうかは、その明示がなければ訴因の記載と罪となるべき事実の特定に欠けるような事項について、裁判所が訴因を異なる認定する場合、審判対象の画定という見地から訴因変更が必要である。

すなわち、①一般的に被告人の防御にとって重要な事項については、これを訴因において明示することになり、裁判所が訴因を異なる認定する場合には、訴因変更を要する。

ただし、②被告人に不利な事実であることは認められ、裁判所で認定される事実が訴因に記載された事実と比べて被告人にとって不利な事実であるという場合には、例外的に訴因変更手続を要しない。

3. 設問2 / について検討する。

(1) ①について、審判対象の明示違反が被告人の防御の範囲の明示という256条の趣旨に鑑み、低罪の日時及び方法について、上記趣旨を害しない限りは幅のある記載を行っても、その明示がなければ訴因の記載と罪となるべき事実の特定に欠けるような事項であるといえない。

②について、公訴事実と、異なる事実を認定され罪となるべき事実との差異は、低罪の方法にあるのみであることから、この事項は訴因変更を要しない。

(4) ②について、公訴事実として「盗火した石油ストーブを倒して火を放ち、この行為で火を放ち、非現住建築物等放火罪の成立に影響を及ぼす」とことから、一般的に被告人の防御にとって重要な事項といえず、訴因変更は要しない。

(4) 以上三、* 許因變更系統主要係在 2005 歲次以前。奉准認定其未判決日計 343。

4. [設問2] 2127を対称。

1) ①12月7日、3.11の被害、犯罪の日付12月7日は、その明かされた112、新聞の部
我々の子と親類の特定は、12月7日午後7時5分には、まだない。

欄において、検査官矢野の成生日を昭和3年11月1日としてゐるが、裁判所の昭和3年12月2日であることが証言によつて、矢野の成生日を昭和3年11月2日とあるから、訂正を要する。

④ ①により、主謀の成立日は、初日が主謀を引くことになるが、犯罪が成立するに必要は、一般的に被害人の防衛として重要な手段であるといえるから、原則として許す
因変更を要す。

(3) ①12月7日、上記反則の例外を検討して、第1回公判期日には、甲の弁護人は、令和3年11月1日のアドバイスを主張しており、その後の2人への証人尋問、反対尋問および補正尋問も同月1日のアドバイスを以てのものである。12月7日、公判期日では、[△]検討されておらず、裁判所は、未決の成立日12月7日、公判期日では検討されておらず、同月2日であるとして認定する。被告甲は、12月7日不意打ちである。

1	したが、7. 例外的に許因変更を要しないというところ。
2	
3	(4) 以上から、許因変更を要するときは、裁判所の事後認定および判決日許されない。
4	以上
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	